

## 第14号議案

芦屋市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月18日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、芦屋市青少年問題協議会の委員の委嘱又は任命の基準を改めるとともに、会長の選任に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

芦屋市青少年問題協議会条例（昭和36年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，市長の附属機関として」を削る。

第2条第1項中「会長及び」を削り，同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 学識経験者
- (2) 青少年関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

第4条を次のように改める。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は，委員の互選により定める。
- 3 会長は，会務を総理し，協議会を代表する。
- 4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

第7条を次のように改める。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市青少年問題協議会条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項の規定により委嘱又は任命されている委員の任期は、平成27年8月31日までとする。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成27年8月31日までの間に、新たに委嘱又は任命される委員の任期は、この条例による改正後の芦屋市青少年問題協議会条例（以下「新条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同日までとする。
- 4 新条例第4条第2項の規定は、施行日以後の新たな会長の選任について適用する。  
（芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 5 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表芦屋市青少年問題協議会の項を次のように改める。

芦屋市青少年問題協議会	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

## 芦屋市青少年問題協議会条例の一部改正要綱

### 1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、芦屋市青少年問題協議会の委員の委嘱又は任命の基準を改めるとともに、会長の選任に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 改正の内容

- (1) 芦屋市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次の者の中から市長が委嘱又は任命することとする。（第2条関係）
  - ア 学識経験者
  - イ 青少年関係団体の代表者
  - ウ 市民
  - エ 関係行政機関の職員
- (2) 協議会の会長は、委員の互選により定めることとする。（第4条関係）

※現行は、地方青少年問題協議会法第3条第2項の規定に基づき、市長を充てている。
- (3) この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとする。（第7条関係）
- (4) その他規定の整理

### 3 施行期日等

- (1) 平成26年4月1日
- (2) 現に委嘱又は任命されている委員の任期は、平成27年8月31日（当該任期の末日）までとする。
- (3) 平成26年4月1日から平成27年8月31日までの間に、新たに委嘱又は任命される委員の任期は、同日までとする。

- (4) 改正後の条例による会長及び副会長の選任に係る規定は、平成26年4月1日以後の新たな会長の選任について適用する。
- (5) 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正協議会の会長の報酬を月額13,500円とする。

地方青少年問題協議会法抜粋

※ \_\_\_\_\_部分は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行（平成26年4月1日）により削除される規定

（組織）

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。

3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。